鴨川市物価高騰対応建築事業者等支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年10月20日

鴨川市長　佐々木　久之

鴨川市告示第179号

鴨川市物価高騰対応建築事業者等支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、建築資材等の価格高騰による影響を受けている市内建築事業者の経営安定及び地域経済の活性化を図るため、住宅のリフォーム工事を行う市内建築事業者に対して、予算の範囲内において交付する鴨川市物価高騰対応建築事業者等支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、鴨川市補助金等交付規則（平成17年鴨川市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　事業者　市内に本店を有する法人又は住所を有する個人事業主をいう。

（２）　リフォーム工事　住宅の機能の維持及び向上のために行う改修、修繕、一部増築、模様替え等をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に存する居住の用に供する住宅（以下「交付対象住宅」という。）のリフォーム工事を行う事業者とする。

２　前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としない。

（１）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（２）　次のアからウまでのいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア　自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ　暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ　市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

（3） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（届出）

第４条 補助金の交付を受けようとする者は、リフォーム工事に着手する日の前日までに、鴨川市物価高騰対応建築事業者等支援事業届出書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 交付対象住宅の位置図

（2） リフォーム工事の見積書の写し（補助金相当額が全体の工事費用から差し引かれており、かつ、明記されているものに限る。）

（3） リフォーム工事の内容を明らかにする図面

（4） リフォーム工事前の住宅状況を明らかにする写真

（5） その他市長が必要と認める書類

２ 前項の規定による届出書の提出期限は、令和９年11月30日までとする。

（補助対象経費）

第５条 補助の対象とする経費は、建物の屋根、外壁、居室、台所、玄関、階段、廊下、トイレ、浴室等のリフォーム工事に係る経費（消費税及び地方消費税の額を含む。以下「補助対象経費」という。）で、当該経費の合計が10万円以上であるものとする。ただし、次の各号に掲げる経費は、対象としない。

（1） 倉庫、車庫及び外構の工事に係る経費

（2） 備品購入費

（3） 併用住宅における個人住宅部分以外の工事に係る経費

（4） 集合住宅における専有部分以外の工事に係る経費

（5） 災害等による保険給付金の対象となる工事に係る経費

（6） 他の補助制度を利用する工事で、当該補助制度と重複計上となる経費

（7） その他市長が適当でないと認める経費

２ 併用住宅である場合の個人住宅部分と個人住宅部分以外の部分の共用部分については、当該共用部分のリフォーム工事に係る経費を個人住宅部分と個人住宅部分以外の部分の床面積の割合で按分して補助対象経費を算出するものとする。

（補助金の額）

第６条 補助金の額は、補助対象経費の10分の２の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

（交付の申請）

第７条 規則第３条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、令和10年２月26日までに、鴨川市物価高騰対応建築事業者等支援事業補助金交付申請書（別記第２号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） リフォーム工事に係る契約書又は請書の写し

（2） リフォーム工事に係る請求書の写し（補助金相当額が全体の工事費用から差し引かれており、かつ、明記されているものに限る。）

（3） リフォーム工事後の住宅状況を明らかにする写真

（4） 建築基準法第７条第５項又は第７条の２第５項に規定する検査済証の写し（確認申請が必要な場合に限る。）

（5） その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第８条　市長は、前条の申請書の提出があったときは、規則第４条の規定により補助金の交付の可否を決定し、鴨川市物価高騰対応建築事業者等支援事業補助金交付・不交付決定通知書（別記第３号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第９条　規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、鴨川市物価高騰対応建築事業者等支援事業補助金交付請求書（別記第４号様式）を市長に提出しなければならない。

（報告及び立入検査）

第10条　市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定を受けた者及び交付対象住宅の所有者に対し、報告及び立入検査を求めることができる。

（返還請求）

第11条　市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対し、補助金の返還を求めるものとする。

（その他）

第12条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和８年11月１日から施行する。

（失効）

２　この告示は、令和10年３月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに規則第４条の規定による交付の決定があった補助金については、第９条から第11条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別　記

第１号様式（第４条関係）

鴨川市物価高騰対応建築事業者等支援事業届出書

年　　月　　日

（宛て）

鴨川市長

申請者　住所

氏名　　㊞

（法人その他の団体にあっては、所在地並びに名称及び代表者名）

電話番号

鴨川市物価高騰対応建築事業者等支援事業補助金交付申請を行う予定ですので、その旨届け出ます。

記

交付対象住宅	所有者	住所 氏名
	所在地	鴨川市
	用途	□一戸建て住宅　□併用住宅（□店舗　□事務所　□その他） □集合住宅
リフォーム工事の内容		
リフォーム工事の見積額		円 （うち補助対象経費　　円）
予定工事期間		年　月　日から　年　月　日まで
他の補助金の適用		□有（　　）　□無
添付書類		（1）　交付対象住宅の位置図 （2）　リフォーム工事の見積書の写し（補助金相当額が全体の工事費用から差し引かれており、かつ、明記されているものに限る。） （3）　リフォーム工事の内容を明らかにする図面 （4）　リフォーム工事前の住宅状況を明らかにする写真 （5）　その他市長が必要と認める書類

第２号様式（第７条関係）

鴨川市物価高騰対応建築事業者等支援事業補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛て）
鴨川市長

申請者　住所
氏名　　㊞
（法人その他の団体にあっては、所在地並びに名称及び代表者名）
電話番号

鴨川市物価高騰対応建築事業者等支援事業補助金の交付を受けたいので、鴨川市補助金等交付規則第３条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

交付対象住宅	所有者	住所 氏名
	所在地	鴨川市
	用途	□一戸建て住宅　□併用住宅（□店舗　□事務所　□その他） □集合住宅
リフォーム工事の内容		
リフォーム工事に要した金額		円 （うち補助対象経費　　円①）
交付申請額		①×２／10＝②（1,000円未満切り捨て） ②又は限度額20万円のいずれか少ない額 円
工事期間		年　月　日から　年　月　日まで
他の補助金の適用		□有（　　）　□無
添付書類		（1）　リフォーム工事に係る契約書又は請書の写し （2）　リフォーム工事に係る請求書の写し（補助金相当額が全体の工事費用から差し引かれており、かつ、明記されているものに限る。） （3）　リフォーム工事後の住宅状況を明らかにする写真 （4）　建築基準法第７条第５項又は第７条の２第５項に規定する検査済証の写し（確認申請が必要な場合に限る。） （5）　その他市長が必要と認める書類

第３号様式（第８条関係）

鴨川市物価高騰対応建築事業者等支援事業補助金交付・不交付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

鴨川市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった鴨川市物価高騰対応建築事業者等支援事業補助金について、鴨川市補助金等交付規則第４条の規定により下記のとおり決定したので、通知します。

記

１　交付決定額　　円
　　交付の条件

２　不交付
　　理由

第４号様式（第９条関係）

鴨川市物価高騰対応建築事業者等支援事業補助金交付請求書

年　　月　　日

（宛て）
鴨川市長

申請者　住所
氏名　　㊞
（法人その他の団体にあっては、所在地並びに名称及び代表者名）
電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号をもって額の決定のあった鴨川市物価高騰対応建築事業者等支援事業補助金について、鴨川市補助金等交付規則第 15 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1　請求額　　円

2　振込先

金融機関名		本店・支店
口座種類	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		